令和 3 年 1 1 月 5 日 第 1 2 3 4 2 号

17413 7 1 1 7 1 3 1																37 1 Z	·
	の	0	0	の	0	0		0	0	0	0	0	0			li e	को
	完了	開発	道 路	申請	農地	大規		保安	"	"	"	指定	指 定			į į	司
		許 可	の 位		を 利	模 小		林の				障 害	居宅サ			1	Ц
		を受い	置の出		用する	売店は	公公	指定の				福祉		【 告	目		
		け た 開	指定		る権利	舗の変	Δ.	解除				サービ	ビ ス 事	П		ļ	長公服
		発行為			の 設	更の	告】	1517				ス	業者等	示】	次	1	
		に			定に	届出						事業者	\mathcal{O}			,	7
		関する			関する	の縦覧						の指定	指 定			\$	极
		る 工 事			る裁定											3	<u> </u>
		11	建		農	経		治	"	"	11	11	指				卷 亍
			築 指		村 振	営支		山課					導監査室		担当	L	到 山 県
			導課		興課	援課							至		課(室)	,	ř.
															坐)	Y)	3
																	目
																	次
																	担当課
																	深 (室
																	±)

◎岡山県告示第五百五十一号

本文の規定により、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文及び第五十三条第一 次のとおり指定居宅サー ビス事業者及び指定介護予防サービス事

業者を指定した。

令和三年十一月五日

事業所の 名称及び所在地

> 原 木

> 太

ステイみどりの

丘

2 所在地

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

岡山県笠岡市笠岡五一二八番地の一

1

社会福祉法人緑風会

所在地

岡山県笠岡市 笠岡五一〇二番地

指定年月日

介護保険事業所番号

令和三年十一

月一

兀

三三七〇五〇一〇二九

五.

短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

◎岡山県告示第五百五十二号

二十三号)第二十九条第一項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 次の指定障害福祉サービス事業者を指定し (平成十七年法律第百

令和三年十一月五日

岡山県知事

原 木

太

事業所の名称及び所在地

クレヨン

2 所在地

苫田郡鏡野町竹田七六八

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1

特定非営利活動法人稲

主たる事務所の所在地

美作市稲穂二〇七

指定年月日 令和三年十一

三三一三五〇〇〇八八

サービスの種類

五.

兀

事業所番号

◎岡山県告示第五百五十三号

二十三号)第二十九条第一項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 次の指定障害福祉サ ービス事業者を指定し (平成十七年法律第百

令和三年十一月五日

岡山県知事

原 木

太

事業所の名称及び所在地

みずたま

所在地

2

高梁市伊賀町八番地

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人

高梁市高倉町大瀬八長一六五六番地

指定年月日

事業所番号 令和三年十一

兀

三三一〇九〇〇〇 五.

九

サービスの種類

五.

(B型)

◎岡山県告示第五百五十四号

二十三号)第二十九条第一項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 次の指定障害福祉サ (平成十七年法律第百 ・ビス事業者を指定し

. |

令和三年十一月五日

岡山県知事

伊原木

太

事業所の名称及び所在地

目 Þ

所在地

総社市三須一二二五番地

日中サービス支援型共同生活援助吉備路

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1

社会福祉法人吉備路の会

主たる事務所の所在地

総社市小寺一五五三番地一

一指定年月日

年巻斤香子 令和三年十一月一日

事業所番号

兀

サービスの種類

三三二〇八〇〇〇六七

五.

共同生活援助(日中サービス支援型)

◎岡山県告示第五百五十五号

二十三号)第二十九条第一項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 次の指定障害福祉サ ービス事業者を指定し (平成十七年法律第百

令和三年十一月五日

岡山県知事

原 木

太

事業所の 名称及び所在地

2

共同生活援助吉備路

(短期入所)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地 総社市三須一二二五番地

1

社会福祉法人吉備路の会

指定年月日 令和三年十一

三三一〇八〇〇五六四

事業所番号

兀

サービスの種類

五.

短期入所

主たる事務所の所在地 総社市小寺一五五三番地

◎岡山県告示第五百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、

のとおり保安林の指定を解除する。

令和三年十一月五日

解除に係る保安林の所在場所

岡山県知事

木

太

保安林として指定された目的

年余つ 里 日

指定理由の消は

岡山市南区山田字奥砂場二一一七の三八

岡山県公報 第12342号 令和3年11月5日

匝 する同法第五条第三項の 五 九〕大規模小売店舗立地法 規定により、 (平成十年法律第九十一号) 次の大規模小売店舗の変更の届出に 第六条第三項に 9 V お て、 て準

配慮すべき事 この公告に係る大規模 の日までに知事 項に · つ に意見書を提出することができる 小売店舗 て意見を有する者 を設置する者がその 同法第八 周 辺 \mathcal{O} 地域 項 $\hat{\mathcal{O}}$ 0 対規定に 生活環 より \mathcal{O}

和三年十一 月 五

Ш 木

太

出事項 $\widehat{\mathcal{O}}$

大規模小売店 舗の名称及び 所 在

-サイド

地 笠岡市笠岡二三八 ほ カ

届出 者の名称、 住所及び代表者 0 氏

2

笠岡マ ル セン開発株式会社

代表者の氏名 代表取締役

3 変更事項

大規模小売店 お て小売業を行う者 名称、 住所及び代

変更する理由 新規入店のため

名称 コー 商事株式会社

大阪府大阪市淀 区西 宮原二丁目二番一

代表者の氏名 代表取締 田 直太郎

4 変更年月日

令和三年八 月二十五

届

令和三年十月十八日

覧の期間及び場所

縦覧 間

五. か 令 和 四年三月七日

2 0 場所

県産業労働 部

裁定手続後に、

岡山県農地中間管理機構

(公益財団法人岡

山県農林漁業担い手育成

用する権利の設定に関し裁定の申請があった。 [四六〇] 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号) 第四十一条第一 [県農地中間管理機構 (公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団) 項の規定により、 から農地を利

令和三年十一月五日

山県知事 太

地目及び面積

七一五	田	備前市穂浪字柄吐四四番一
面積(平方メートル)	地目	所在及び地番

申請に係る農地の利用の現況

農地所有者が死亡し 耕作の事業に従事する者が不在となっ

申請に係る農地につい ての申請者の 利用計 内容の詳細

財 団) から借受希望者に農地を貸し付ける。

希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の

及びその支払の方法

権利の始期	存続期間	補償金の額	補償金の支払の方法
令和四年一月一	和十三年十二月三権利の始期から令	七、一五〇円	までに岡山地方法務局備前農地を利用する権利の始期
	十一日まで		支局に供託する。

五. 意見書の

請に係る農地の所有者等 (農地法第三十二条第一 項に規定する所有者等をいう。)

は、 知事に意見書を提出することができる。

令和三年十一月十九日(金

2 提出

岡山県農林水産部農村振

- 高事事項
- (1) 務所の所在地並びに代表者の氏名) 意見書を提出する者 \bar{o} 氏名及び住所 (法人にあっては、 その名称及び主たる事
- ② 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- (3) 当該農地の利用の 状況及び利用計画
- 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- 意見の趣旨及びその理由

(5)

(4)

その他参考となるべき事項

道

[四六一] 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一 項第五号の規定

により、 次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、 岡山県備中県民局建設部管理課におい 般の

令和三年十一月五日

岡山県知事 原 木

太

令和三年十月二十 一章第二〇二六号 一章第二〇二六号	指定年月日
一一番五地先道、五二七番一一地先五、五二七番九、五二七番一一、五高梁市落合町阿部字石田五一一番	道路の位置
	(メートル)(メートル道路の幅員 道路の延長
四・〇〇 二六・五〇	(メートル)

[四六二] 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十一月五日

岡山県知事 伊原木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字釼先キ四四〇-二、四四〇-

五.

許可を受けた者の住所及び氏

倉敷市水江一○三六−五セレ

令和三年七月二日許可年月日及び許可番号

【山県指令建指第一一五号